

藩鑑卷之六十九目錄

い部二十二

板倉伴賀守原勝重

藩鑑卷之六十九

板倉伊賀守源勝重

一 元和年中洛の六角堂に道造と貧
しき高民ありけり。文月七日の夜何
者か来つて扉首を搔て殺し。依
て翌朝不目代一訴。以て板倉伊賀守成
聞。且彼高民の女房同町の年寄十人

組隣家の者も良考らむといひく此
世んさく成されぬいとも存知するその
中一此也一彼女房を良こめ事雅
問せしれ進とも白紙せよとより拷問
あさる(き)昔は極り水責は作付る
といふも此女房亦四五筆ある血氣者
よてあつてひきまを拷問は極る志
りといふも伊賀者及肺肝を見ざる

き明石を此高民平生既極律義
ありそのより一町の年考十人組
隣家の者よて是口同音より此ハ
仁者も歎きよ一兎角此女房は此を
知る者のたふ姿をほくすると思
召て必定色の道より殺るある
と先聞ふ傳へしれ女房の名道具
を探させ此後ある事一通の豊書あ

りそのふみを彼女房に見せしめひ此
文の何人(たゞるを)尋の知は徳この由
上るに付て其者を搦指せり石出これ
作ことよ其方事内へ密通し彼商
民を殺害するのよ女房白状はる
やういと作けまは彼ま男白状は
我等彼者を報すことしあるまき
うーやゆいし敷度よ及びひ切の女房は

のみやよ依て是非かく森首をきり
しつらとや上る女は未練あるまのうか多
と(首の座よあを)白状はつす
まーまーと常いやうらよ依て強と存
し不意の仕合と白状は依り多
女房よ作聞らま(い)まては真を男
うか我の首の座よあをり八川さきふ
さつらるいとも白状はまきまーまーとや

去不_レとに_レ友人_レとも_レ礫_レり_レけ_レら_レる_レ事
友_レ罪_レ人の_レ父_レとも_レハ_レ開_レ戸_レニ_レ七_レ日_レ作_レり_レれ
此_レ免_レふ_レされ_レけ_レた_レ女_レハ_レ多_レの_レ道_レハ_レ死_レを_レ忘
る_レと_レハ_レか_レる_レ事_レを_レや_レ中_レト_レ京_レ童_レト
も_レい_レひ_レあ_レり_レ穢_レハ_レ天_レの_レ網_レハ_レか_レる_レと_レハ
い_レとも_レま_レみ_レや_レハ_レゆ_レと_レも_レハ_レ板_レ倉_レ友
の_レ智_レ深_レを_レり_レ出_レる_レと_レや_レ 板倉政要記
一 禁_レ廷_レ諸_レ卿_レ與_レ官_レ女_レ淫_レ行_レ微_レ服_レ潛_レ會_レ桑_レ中_レ之

臭_レ往_レ々_レ發_レ聞_レ

皇_レ帝_レ勅_レ板_レ倉_レ勝_レ重_レ 伊_レ賀_レ司_レ代_レ以_レ使_レ簡_レ核_レ之_レ勝

重_レ乃_レ捕_レ其_レ黨_レ致_レ之_レ于_レ獄_レ以_レ詰_レ責_レ之_レ悉_レ自_レ首_レ

勝_レ重_レ乃_レ奏_レ上_レ焉_レ

皇_レ帝_レ震_レ怒_レ欲_レ以_レ皆_レ服_レ大_レ刑_レ而_レ命_レ之_レ勝_レ重_レ事

聞_レ于_レ駿_レ城_レ

神_レ祖_レ乃_レ召_レ勝_レ重_レ而_レ問_レ其_レ罪_レ狀_レ會_レ老_レ臣_レ以_レ相

議_レ而_レ後_レ發_レ使_レ以_レ詰_レ詢_レ於_レ

台徳大君而命其慮勝重勝重乃反京使
傳奏御奏上

神祖之慮曰紳縉之徒為淫行濫蹟舊史
所載亦不少也要將在 陛下之德矣何
必服大刑若能垂之仁德則下自知廉耻
今皆降其罪謫之以流放而可也乎

皇帝憤解乃命皆坐流放遠近有差

昇平日
新録

一 京師の高民二月中頃花見于東山を俳

徭一酪酏して清水寺の櫻の花を
折取らる知寺僧見とまぬ狼藉ありと
てお擲しゆこの者中より花一枝お
とらして此花をお擲しあひひてハ堪忍お
らまるとして右のちやくちやくハ僧
侶をお返しけり依り寺内の者も教
束立よりて志了りたるきたをハ
死生との仕合あり故に已む事ハを

不司代一訴訟は出少く板倉版史原
ことよハ花一枝折取ふるとちやう
ちやくまう事ハ不届あり古人の言葉
にも見てのみや人は語らんさくく花
をことよ折て家内とよ世人遙見人
家有花即入とよまハ花見のともこ一
枝を折とり一ち科ハハるき事あり統
るを数輩とよ半死半生の仕合ハ物以て

出家ハ似合さう事となり死まら科人
をも救ふ沙門の習あるハ不届の方あり
向後相多しあまる一此町人も町
役を勤め各同前所り出家と俗との不
くたむえうたり一人を数輩あてとちやう
ちやくハわく人の科も重し此度の罪科
を宥免ある所り重て此極の不届有て
ハ急度曲事よ下中今度の過急ハ

彼高民快氣なるハ彼者家内を養育
せしる處しと作渡されしあり難き
作渡と感悦を聞人評しルハ深公
清見寺花の刺札ハ一枝を折ハ一指を
きり多しと書せしれし言をたゞ今
のまひしき文意と申す多しとや法ハ
重し人の煙しといふとも賞罰ハ不
よふ多しと申す人多しとや
板倉政
要記

一 下京よりちと有徳あり者男子を一人持
たり彼二策の妻母よをなれぬ後母
よををんをいふをりたしとさむる男
やもめふて送りしよもあけられぬさ
自てはまををいふとめをいふと物類を
よ六策の妻父病の床よをいふとあふ
ましき事を得公し見よむらひ我
子幼稚ありとちとより農育成人の

後家をやりしてくれらばよいといひを
き終ふむなういふれり遺言の事
子をおちのこいひとていふ事
丹いれ我腹を死ぬをくりといふ事
んくして年月をいひていふ事
世後まゝいふ事
なりあの子をいひて家をとり
その中いふ事いひていひて
いひていひていひて

伊賀のちの茶い出いりいふ事
何りそれあり子いひていひて
いひていひていひていひて
子いひていひていひていひて
いひていひていひていひて
又母のところいひていひて
いひていひていひていひて
いひていひていひていひて
いひていひていひていひて

と子の身をとりうをひあふ子ハあぐ
おちのひさよ辰より伊賀おち下知せし
れけろハまの志をなくおちのりこハあ
つけよしおのくふり伯父ハあつひと
よ後ハともこのくもあんとやううま
ふてととさね〜 醒睡笑

一丹州大神明大明神の大宮司と同社
僧と権威を諱ひけろそ子細ハ世

大明神社領由界附の由朱下大宮司
一人ハ当る徳主とも社傍の儀を代
法流の由由より梶井師宣市門跡より
入院して別当の進退ハ成行き車の
友輪ハ等しき知小大宮司中梶ハ世
宮の社領由朱下拙者一人ハ当る上ハ
我宮宮中の儀支配をせんハ誰ハ
と云ッ人ヤ若遠宵の業あハハ系都ハ

於て沙汰も及らんと觸れ多社僧
喫て返卷し多ハ此方寺院の悔ハ
代々法流の支配もて此門主の亦下知を
奉て入院の事あれハ何そ今新親の
法子階ソん也として用ひざる故ハ禪論
も及び止む事を得ずして不同代
双方を招て由詮義の上作ことハ
卿朱中社務一人ハ當り上ハ宮中の

儀何よよらす支配をへき道理も傳
り飛走もも故もて代々法流の支配
もそ僧侶入院の寺院あれハ此門主ハ
中達しそ上もそ沙汰有(寺)者もそ
退去ももさて右の殿書付を以て此門
主ハ作入らも知も此門主ハ則宗民
以来の亦教書教通を不可作(世見)ハ
入る此趣を以て沙汰もそしとの返

若しより板倉及由後の如く尊氏以来數
代の由教書殊に代に將軍家の祈願不
よく至りて尊院なり。依長と取合の節
寺願没收のよりたまた由あり。依く
右の友人より出されし作證さるる。尊氏
以来數通の由教書殊に國家安全の御
祈願所由に代に法流の支配顕徳、
り上今更に大宮司の支配に改りし。

を憚り理を破る法は有らば法を破るの理
かしく此の如く車にありしや中へ今日以後
は亦この如く車の両端の如く万事は皆
て賤しく沙汰ありし。是道ありしか
と互に權威を降し不和とあり事ハ
私の非より起る事あり。亦等あり。此
中一として益を出され和睦をなさ
し。水魚の思ひをかり。臨しとを祇す。

ありき世扱ひとそ感しとる 板倉政票記

一 板倉伊賀ち及京籠の節ふ條松系東洞
院の角屋交境目論の事あり伊賀ち及
日比志るゝ免し言者も如あり免外
月の初日見幸あり浅瓜をとりて
はるやゝ返幸しあうまうち見よ也
くんとし初ての程は依見よ也きこえり
し言ひし見分あり野中まうり出て

かこまうり居る不めてさよ一匹免の
らき瓜を飾りしられて端悦も
ひささしく此地の幸は隣のあれは返す
し心云渡し悔り後子被り明白
あり幸しと京童も感しあり
世免天
波玖左

新著聞集

一 板倉伊賀ち及不司代いりし時慶長
年中禁裏は猿樂のゆりし時者御群

集一ツリ吉忠建法といふ漆物屋劔術
の妙をよみて有一ツ云礼の事一有一を
雜色外咎めけ是は建法外に出羽修の下
小服指を隠一えの取入先の雜式を
只一刀小切てまつらう縦横よくけ也る
えよりいなくまてを利ありを自教を
知くす勝重日の所門は在一眉光
刀を提てをり向一は右田忠を衛佐條

をおかせ臨み事やつらとて強引を勝重
此眉光刀もてとて興一はれ一は右田忠
よ向い急送云礼のおのこ首をのしを走
りぬれハ吉忠ハ紫宸殿の階ハ息継辰
しり右よ右刀おせへその汝あつてハと
云て階を下て立向ハ右田已れハ眉光
刀ハ益ありといふまへハ刀を抽く吉忠
をりぬり右よ傷れりハ右田大音向け

傷れしを切し士の恥あり立し勝負
せよといひ吉忠立上る不しを奪ひ一太刀
よ切殺して少り勝重況て吉田と祿を
増し盃を與へて後吉忠傷れを切
らざるは勇解り阿うといひとも氣は驕の
失あるは似たり吉忠商賈の後き男
ありとも劍術は如何なる人も及ぶ
傷れし天の典あり然るを切らざる

は虚を赤の胆は暗しとも云(きよ)やと
云れしよ吉田作祇と辱くは云し一川な
まゝ敵の小多く敵り傷れしを切し
多しせよおんとまゝ也(きよ)男を置かれ
足を切られて傷れしを切し勝し敵の
傷れしよは虚實の二川あり吉忠は傷れし
は虚しよは吉忠假令實は傷れしよは斬
く斬しよは男は流し傷れし防は男を

防まひ虚は侃て山も近くあり切
んと存るは実よそは虚より実より傷れ
ふろこのく立上るもやりの業ハ業業
そ立上る防ハ防を防まぬを切拂を今
存るは虚よ成ひそを亦て斬く斬
ひひき被りかふるふき業匹士のり
殿の知し目を理よてもめましはれ
も陣をふち軍も道よりお恨出奉

とやと憚るを省よしてやうそゆとい

ハ勝重大は感しはるとなり 常山紀談

一 東照宮彦故九名法をしく後陽の町
を新し作せしれぬ防は九名法固禱
を以てし防は 此より不調法よりして勢裁は難く人
を以てし防は

東照宮宣く折て板倉伊賀り下向
をくし習くと作ありなりし不と不

伊賀ち極なく京熱よりとれり
丸名湯伊賀ち館へ入来て上意のおも
むきを花のいらる伊賀ちのよき形職
玉極ともちところ町への賄賂をうけ
さるよりの世不さへ堅固をれり理承
明く志なるそのけり是第一の傍極
ありと極るそ席よりお節所人の居
合ふよ伊賀ちの其方もよくまけ許

詔の事仰る肝要とさる不共存新
物をやると仰りさるあれいひ物を
返しては具負の心出まるとのそと宣ひ

少るしり 野翁物語

一板倉周防ちいまし小性そて極るれ
しとき明年卯上洛の直供作有られ
幸ひ父伊賀ち在京の事あれは家
老とより直供の用意仕度と道具等

京教一申遣一山知子家老たううあん
約ゆ一申返幸一是あうゆて秋の末まで
も荷物をあも集うす山まつきい
渡山不届五万あう幸とて尚催候
申遣山知も十月迄末あう六尺四角
あう箱一川たう一を早速披
露よ及ひ一荷とい少一あう幸か
一先是一持系申一とて申せられ則

ち持出一山ときさう合強のゆのぬき
のうあし何れもお景封を切開き見け
まに大きあう竹の子室をへん入て
下されう一あり何れもあされ是
いとえくりまて居けら周防あ見られ
たけま申され大きに集をれを谷
之助と申儒者居合せて是より申あ
よん合強持はされ山式申後成すれ矣

付て娘十歳の時病死をさう程十
ふ歳ある養子家督を継て家業を
いとあむ内子彼娘十ふ歳あるより
一門在立合嫁合しける二三年を経て
亡父の譲り與へる金限を失ひ別家
業を他へへ譲り娘をも離別して右
の家業お續の者預金やけり此者
喉を吐き上縁付たりとも又いふ

校をもも公次弟は仕付ゆとの約束を
他而引裁別書を並げ後の家業
お續の者を妻子女あり者ゆの期に
くあり世に彼女の一門にも受け不
目代へ懸許し出けり是は依双方に
されさるゆに此尋の知は彼養子知
中上りの私儀養父の家業を相續い
て家業をいとあむといふも年々

不仕合申(云是形影の如のより中上る
不司代聞良作よ、元來娘の家を且は
其才入聲、成て不仕合をとりかせん
たを凡も徳く、何とて、其上の徳き
とらしき、防帝離別して退く、さる也
亡父の懐と、しる金根を失ひ不常を
持破り、法道具近法帝して離別を
る事、道よ非ざる仕方を、只今の妻

を離別し、此娘を一生の内、書とす
し、若世常相成、難に衣類法道具の
代金百両、餘を、此金子を、おまへ
金根、不仕合の分、引めて、老を、下
金子よ、支度、し、させ、急度、服、縁
付て、老、い、し、此、旨、相、背、ふ、を、い、て、
曲事よ、行、り、さ、し、昔、所、年、号、組、の、者、
一類、とも、細、く、作、渡、され、謄、文、を、書、せ

らる是に依りて彼養子の一門も右の金
子を出し衣類諸道具を求て徳商人
の許(再嫁)けり被り有るまは政后
と人皆感しけり板倉政要記

一 元和六年勝重齡既に少くあましは
頻に職を辭せしむ

將軍家分志をく形てあましは
まゝに汝に代りて此職を勤むしき人

なりと仰りれて成るし仰す程後
ふ事止されはさしは汝に代りし人を
えりみて進めよいましを人を巧ま
作下さる勝重勅にゆひて多くの赤家
人此事いふて知る(ま是るその人先
中子あましを人あま(ま)とく人こ
由尋者(ま)よて出たりあまし程も勝
重まあましせしゆ人よは我子よてい

周防守重宗の密使の首きつ多(きつた)の
よ(よ)の(よ)を(を)以(も)つて(も)父(ちち)を(を)補(おぎな)せ(せ)
ら(ら)多(た)く(く)や(や)ゆ(ゆ)く(く)中(ちゆう)に(に)れ(れ)ん

將軍家大(だい)に(に)悦(よろこ)ば(ば)せ(せ)給(たま)ひ(ひ)周防守重宗
を(を)召(よ)び(び)て(て)京(きやう)職(しやく)に(に)補(おぎな)せ(せ)し(し)り(り)重宗
辭(こと)し(し)中(ちゆう)に(に)れ(れ)ん(ん)子(こ)を(を)召(よ)び(び)て(て)京(きやう)に(に)奉(ほう)じ(じ)父(ちち)の(の)志(し)
を(を)承(う)け(け)し(し)り(り)幸(さい)あり(り)汝(なん)が(が)父(ちち)を(を)め(め)す(す)
所(ところ)に(に)辭(こと)し(し)る(る)幸(さい)あり(り)多(た)く(く)も(も)亦(また)作(しやく)下(げ)され

し(し)の(の)力(ちから)及(およ)び(び)重宗父子むろひい(い)て
此(こゝ)に(に)堪(た)へ(へ)ぬ(ぬ)事(こと)は(は)推(おし)挙(か)げ(げ)下(げ)
され(れ)し(し)の(の)や(や)と(と)父(ちち)を(を)恨(にく)ま(ま)る(る)勝重
う(う)ち(ち)笑(わら)ひ(ひ)お(お)こ(こ)し(し)ぬ(ぬ)事(こと)を(を)知(し)り(り)ぬ(ぬ)事(こと)の(の)よ
お(お)爆(はつ)火(か)を(を)ふ(ふ)り(り)し(し)る(る)事(こと)は(は)此(こゝ)に(に)父
の(の)事(こと)に(に)よ(よ)り(り)し(し)る(る)事(こと)は(は)此(こゝ)に(に)父(ちち)の(の)
事(こと)に(に)よ(よ)り(り)し(し)る(る)事(こと)は(は)此(こゝ)に(に)父(ちち)の(の)

滑稽言義談
續功物語

別本金玉詞林集

一 御上洛の前伊賀守(上意)の(方)年

も考ゆふつき作りをともせしむるは思
良ゆ物思ふ事なりと云ふに矢引の事
よゆ方なりは儀下替者をも見立
中ゆ振ふと上意是ありゆ節世際周
防り事一に及儀お替り通き者とな
し存りゆ旨云上かされゆ物に上よも
兼て右振も思召されゆと上意
て是ありゆを右周防り事ゆ小姓

内側は居られゆを翌年不防ゆ作付し
伊賀方作りは遣はさるる旨ゆつて見習
振ふと上意も二道より上意致され
系意の口急度席を改められ伊賀
右役儀決帳面書付等まで持来下役人等
まで残るる並辰ゆ席へ誘引しされ上
之御機嫌た伺は對在り居る是きて今
口本より不司代職其方へ相渡ゆ今日より

お務届事ゆよーもつき周防方被申しゆハ
見習もそ所上りゆ一毎年も此例にて見
習上六拙者儀ハ免も角ゆと申されゆ
まハゆ也一其方事ハ此目ハもて差登られ
ゆ六今日より其方ハ不司代某ハ退役隠居
中ありとて兼て町屋妻を調直申す町屋妻
ハ引越され自為と名五年易の方(也
ら凡ゆて濠東より不司代申登此役

儀を引渡一此一町一後申ゆ今日より秀
幸一此引申一教入ゆとて今後京中ハ
て名ある町人を何ゆめ甚を申是ゆ
ら口むよことゆやうハ世度の不司代ハ嚴
教よのなまり我等ハを會釋一も言極ハ仕
ゆたろ大まある目よあふ(三)ありとて二
三年も在京ゆゆされゆ也(周防方被
を批判はる人もあがり一とあり右

此後を引わさされぬ節も周防も度不
調法とのと自分より中よりされぬ節伊賀も度
其不調法をお罷しとお務りきかり候
しぬ節は又畿内の中より及ばず西國方まで
も難儀中あり上より不調法とのと思
召すぬ節は大概の商人のうちより其
分量のものを此引替にさされぬ節必
不調法にさされずとお勤中さる候し

さて御目の書き

殿様のお務り書き上よりさされぬ節
らに今日並に引わさされぬ節は方と親
子とは中せとも誰見遠し(さうことら必
し釁もかりぬぬ公も更るし)を方其
方より簡次第よりある(さうす必
不調法をかきり中よりさされぬ節は

しやうきととなり
名長金玉 聞書
故談記

一 板倉伊賀守京不司然を子息周防守
 正忠依り勤志(きんし)し作を象りれ
 けりとき、伊賀守末國光の刀を防州に
 留くるを防の詞(ことば)人を切らんまき
 るも勇をぢるも人の勇をぢるも刀の
 徳あり能た氣遠(きとほ)る由まハ氣遠
 の用ひても替る事(こと)なり一を方職分(かたしやくぶん)
 をいて清(きよ)しんて世(よ)の刀を氣遠(きとほ)し流(なが)さ

ぬやうよとの心(こころ)抱(いだ)き政(まつ)事を捌(さ)き
 ちされしあり 右平將士原侯

一 板倉周防夜の親父伊賀夜へる事(こと)の波振(なび)り
 されぬ(と)も傳授(でんじゆ)ありと横柄(よこば)の御(ご)上(じやう)周防夜
 親父(おや)不足(ふそく)の秘(ひ)を達(た)して赤(あ)けま(ま)されぬ(と)ハ
 別儀(べつぎ)なくぬ(と)もさ(ま)やう(と)して何(なに)裁(さい)として公(こう)事(じ)
 を仕(つか)る(と)の顔(かほ)を見(み)る(と)振(び)り(と)ま(ま)す(と)の傳授(でんじゆ)のり

古言名玉

くさるる宮めよそ有へしを通りあはるる今
の捌志あり我等勤役せし防は志
のハ何す必借敵かりの者奉を仕出
しとんよハを敵主をれよ役せしれて
骨を折あり能れハ防しき防をかり
せひてよま防よハ除くしき理ゆらん也
とやされしる(周防方感伏せしれて
今捌を改めらるる

續明良洪範



